

阿見町生活道路整備に関する基準

1. 目的

この基準は、町が管理する道路のうち、生活道路の整備に関する事項を定め、住民生活の向上と安定に寄与することを目的とする。

2. 定義

この基準において、次の各項に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各項の定めるところによる。

- (1) 道路とは、道路法第 8 条第 1 項に規定する道路及び認定外道路をいう。
- (2) 舗装とは、アスファルト舗装またはコンクリート舗装をいう。
- (3) 地域住民団体とは、行政区その他これに準ずる町長が認めた団体をいう。

3. 範囲

道路の整備路線は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 地域住民団体から要望のあった路線とする。
- (2) あらかじめ、地権者の協力体制が整っており、別に定める同意書（別紙様式第 2 号）の提出のあるもの。
- (3) 道路整備の幅員は、原則として有効幅 4 メートル以上確保できるもの。ただし、市街化調整区域内の住宅連坦地区以外または将来において住宅連坦が見込まれる地区以外の交通量の少ない道路及び道路幅員 1.8 メートル未満の道路はこの限りでない。

4. 整備の要望

町道の整備を要望する団体は、町道整備要望書（別紙様式第 1 号）に同意書を添付して、町長に提出するものとする。

5. 整備順位

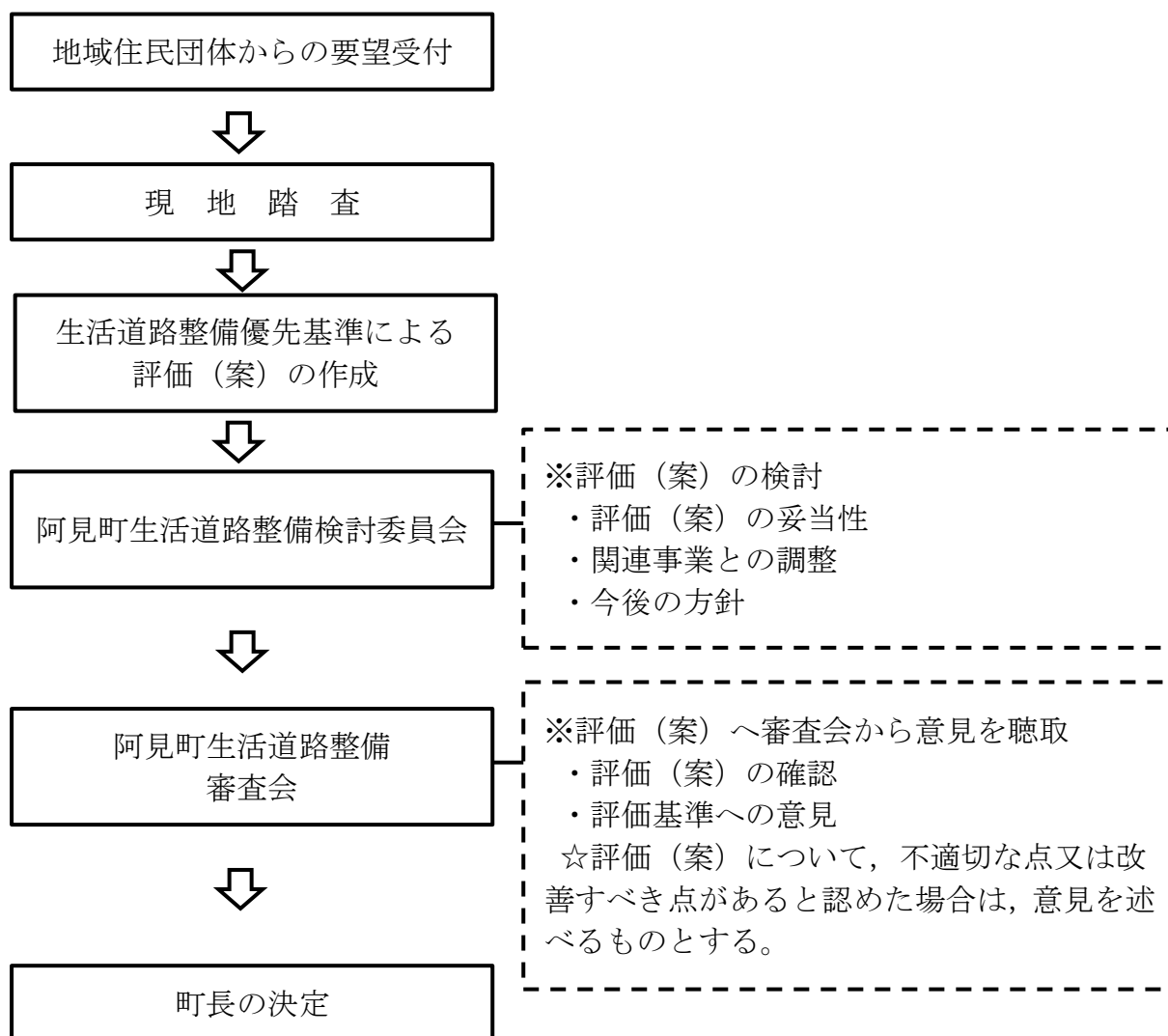
道路整備順位の決定にあたっては、事業の必要性、緊急性、整備効果から総合的に判断するものとする。

6. 通学に供する道路の特例

通学児童・生徒の利便と安全を図ることを目的とし、次の各項の全てに該当するものは、通学道路として臨時的に舗装することができるものとする。

- (1) 通学に道路を利用する児童・生徒が多数のもの。
- (2) 地域住民団体から要望のあったもの。
- (3) 隣接する地権者の同意が得られているもの。
- (4) 有効幅員 4 メートル以上を確保した整備が困難なもの。
- (5) 町の道路整備計画がないもの。
- (6) 道路整備審査会において認められたもの。

7. 整備優先順位の判定フロー



8. 生活道路整備優先基準 別表による。

9. 整備順位の特例について

前回審査会以降に要望のあった新規路線の評価を実施した結果、同一行政区内での整備順位が上位となる場合、その路線が存する行政区（区長）と協議の上、新規要望路線の整備順位を調整することができるものとする。

10. 道路幅員確保が困難な路線の取り扱い

整備に必要な道路幅員確保が困難な場合、拡幅できる個所のみを拡幅し、拡幅できない個所を控除して道路整備をする。その際には道路の再整備時に最小限のコストで実施できるような計画とする。ただし、通行に危険性が生じない範囲での整備とする。

11. その他

この基準に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

(別表)生活道路整備優先基準

・採点方法 以下の8項目の採択要件について、路線ごとに採点基準を基に採点(評価)します。

採択要件	採 点 内 容	採 点 点 数	採 点 基 準
(1) 市街化	要望路線が市街化区域に位置するか否か。	0点、1点	調整区域0点、市街化区域1点。
(2) 交通	車両、歩行者の交通量の多いもの。	0点～3点	道路形態なし0点、農道や通行量が僅かなもの(行止り道路含む)1点、主に近隣住民の通行のみ2点、通過交通(通り抜け)が多いもの3点。
(3) 緊車	宅地への緊急車両等の通行に支障があるもの。	0点、2点	宅地への緊急車両の進入可0点、宅地への緊急車両の進入不可のもの(現況幅員(有効幅員)2.0m未満)2点。ただし、住宅の存しない路線については、採点対象外とし「－」を記す。
(4) 通学	通学道路に指定されていて利用度が高いもの。	0点～5点	通学路の指定なし0点、通学児童数10人未満1点、通学児童数20人未満2点、通学児童数30人未満3点、通学児童数40人未満4点、通学児童数40人以上5点。ただし、通学路の指定は小学生のみのため、中・高生の通学に関しては、(2)交通で採点する。
(5) 住宅	居住割合が高いもの。	0点～5点	道路延長100m当りの住宅戸数換算値を算出して採点。住宅なし0点、2戸未満1点、4戸未満2点、6戸未満3点、8戸未満4点、8戸以上5点。ただし、35m以下は100m当り換算なしとする。
(6) 公共	公共の用に供する施設の入り口に接続するもの。	0点～3点	公共施設へ接続しないもの0点、共同墓地等の地区内の特定の人のための施設へ接続1点、行政区単位の公会堂や集会所等へ接続2点、保育所や地区公民館等の広域的公共施設へ接続3点、ただし、町中枢の施設への接続はこの採点の限りではない。
(7) 排水	道路冠水等により通行に支障となったことが確認できたもの。	0点、1点	特に通行に支障のないもの0点、通行に支障となる冠水等が確認できたもの1点。
(8) 利便	住民の生活において通行の利便性が高くなるもの。	0点～2点	行止り道路等0点、整備済みの公道から公道に抜けるもの1点、近隣住民の近道等で便利なもの2点。

平成26年度制定
平成28年度改定
令和元年度改定